平成２７年（フ）第１８７号
長崎県長崎市出雲２丁目５番９号
債務者　中村美砂子
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１９５号
長崎県長崎市橋口町11番７号　深堀アパート201
債務者　吉田フサエ
1　決定年月日時　平成27年９月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第８０号
青森県平川市柏木町東田148番地５
債務者　北山　幸英
1　決定年月日時　平成27年９月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２７年（フ）第１０４号
青森県弘前市大字茂森新町４丁目５番地10
債務者　佐藤　忠仁
1　決定年月日時　平成27年９月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２７年（フ）第１０５号
青森県弘前市大字茂森新町４丁目５番地10
債務者　佐藤　幸子
1　決定年月日時　平成27年９月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２７年（フ）第９７号
秋田市千秋矢留町７番６号　フレクス千秋403号、前住所秋田市寺内字イサノ101番地アルファーコート３－H
債務者　遠藤　昌吾（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成27年９月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３１号
秋田県鹿角市花輪字八正寺77番地　ランドハウス八正寺１号室、前住所秋田県鹿角市花輪字下中島19番地１　三ケ田アパート　７号室
債務者　田中勇太朗
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２７年（フ）第３３号
福島県白河市中山下45―84　ＤｏｒＢｏｒ１号棟101号室、住民票上の住所福島県西白河郡西郷村大字米字間ノ原98番地
債務者　菊地　京子
1　決定年月日時　平成27年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２７年（フ）第３６号
福島県東白川郡鮫川村大字赤坂東野字官代160番地
債務者　田子奈穂子
1　決定年月日時　平成27年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２７年（フ）第４０号
福島県いわき市錦町上中田174番地
債務者　蛭田　順一
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２７年（フ）第１２号
埼玉県秩父市山田289番地　市営辻原住宅29号
債務者　柴崎　節子
1　決定年月日時　平成27年９月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２７年（フ）第４９３号
千葉市中央区問屋町１番５号　グランダジュール千葉みなと603号
債務者　遠藤　光明
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第４９４号
千葉市中央区問屋町１番５号　グランダジュール千葉みなと603号
債務者　遠藤　一美
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第５７９号
千葉県八千代市大和田165番地51　ファミールハイツ201号
債務者　石井かおる
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第５９９号
千葉県船橋市習志野４丁目３番12号
債務者　小坂　真也
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第６１６号
千葉市若葉区千城台西２丁目17番６棟202号
債務者　入江　絹子
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第６４０号
千葉市稲毛区宮野木町1660番地７
債務者　柳山康次朗
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係